



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 8 月 11 日 (火曜日) 第 129 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課）1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ）1
- 民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課）1

頁

- 林業用種苗生産事業者の登録……………（森林経営課）1
- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）1
- 道路の供用の開始（4件）……………（ “ ” ）2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課）3
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………（ “ ” ）3

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課）3
- 公共測量の終了の通知（4件）……………（管理課）3

告 示

宮崎県告示第 651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
日南慶明会訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和 2 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
三愛薬局	宮崎市	薬局	令和 2 年 8 月 1 日
いきめの社会営業局	宮崎市	薬局	令和 2 年 8 月 1 日
日南慶明会訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	令和 2 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 653号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町中村字下岩

ヶ甲平5760、字輿之宮下之谷甲5828、甲5843、甲5850、甲5851

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下岩ヶ甲平5760・字輿之宮下之谷甲5828・甲5843・甲5850・甲5851（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 654号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1377	中田 倫量 延岡市北方町早中 已 893番地	採取	幼苗の育成	中田 倫量 延岡市北方町早中 已 893番地

宮崎県告示第 655号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字合崎 678番43地先から同郡同村同大字同字 675番 1 地先まで	旧	7.0～ 25.0	595.5
				新	14.0～ 32.8	595.5

宮崎県告示第 656号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字鳥越4689番3地先から同郡同町同大字同字4678番3地先まで	旧	4.7～ 32.3	300.0
				新	6.5～ 32.3	300.0

宮崎県告示第 657号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字水無川 572番 1 地先から同	令和 2 年 8 月 11 日

郡同町同大字同字 572番 1 地先まで

宮崎県告示第 658号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字合崎 678番43地先から同郡同村同大字同字 675番 1 地先まで	令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県告示第 659号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字鳥越4688番3地先から同郡同町同大字同字4688番3地先まで	令和 2 年 8 月 11 日

宮崎県告示第 660号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 8 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字鳥 越4686番3 地先から同 郡同町同大 字同字4678 番3地先ま で	令和2年8月11日

宮崎県告示第661号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売り さばき人の氏名	指定を取り消した売り さばきをする場所	指定取消年月 日
延岡地区建設事業協同 組合	延岡市愛宕町二丁目32 番地	令和2年8月 3日

宮崎県告示第662号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
特定非営利 活動法人笑 福会	都城市北原 町24街区21 号 都城総 合庁舎内売 店	特定非営利 活動法人笑 福会	都城市北原 町24街区21 号 都城総 合庁舎内売 店 延岡市愛宕 町2丁目15 延岡総合 庁舎内売店	令和2年 8月3日

公

告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）から令和2年6月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎河川国道事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 作業地域
宮崎県日南市大字隈谷から同市南郷町中村
- 作業終了日
令和2年6月30日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎河川国道事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 作業地域
宮崎県串間市大字串間から同市大字西方
- 作業終了日
令和2年6月30日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎河川国道事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 作業地域
宮崎県串間市大字西方
- 作業終了日
令和2年6月30日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎河川国道事務所長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 作業地域
宮崎県串間市大字西方から同市大字高松

3 作業終了日
令和2年6月30日